

鳥取県公報

目次
◇選管告示 公営施設使用の個人演説会を開催するこ
とのできる施設の指定

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号

公職選挙法第六十一條の規定による公職の候補者の公
営施設使用の個人演説会を開催することのできる施設と
して東伯郡長瀬村選挙管理委員会より次の通り指定した
旨報告があつた。

昭和二十七年九月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

- 一、指定した施設 東伯郡長瀬村 勝福寺
- 一、指定した期日 昭和二十七年九月十七日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可